【地方拠点強化税制】 国税の「オフィス減税」と連携した地方税(県税・市税)の特例

〇国税 (オフィス減税)

対象:建物、建物附属設備、構築物を新増設した者

取得価格:2,500万円以上(中小企業者1,000万円以上)



さらに、機械装置や備品等を含めて、取得価格3,800万円以上(中小1,900万円以上) に達すると、地方税(県税・市税)の特例措置も適用可能

◎地方税(県税・市税)

対象:建物、建物附属設備、構築物、機械装置、備品等を新増設した者

取得価格:3,800万円(中小企業者1,900万円)

区分		拡充型	移転型
県税	事業税	対象外	課税免除(3年間)
	不動産取得税	95%減稅	課税免除
市税	固定資産税	課税免除(3年間) ※土地・家屋・償却	
	都市計画税	課税免除(3年間)	※土地・家屋